

本支店一括申請 特例有限会社（商号及び目的の変更）

受付番号票貼付欄

特例有限会社変更登記申請書

1. 会社法人等番号 0000 - 00 - 000000

分かる場合に記載してください。

1. 商号 ○○商事有限会社

変更前の商号を記載してください。

1. 本店 ○県○市○町○丁目○番○号

1. 支店
管轄登記所 ○○法務局
支店の所在地 ○県○市○町○丁目○番○号

支店が多数あるときは、「別紙のとおり」と記載し、支店の所在地を記載した用紙を申請書に押した印鑑と同一の印鑑で契印し、合わせてとじることでも構いません。

1. 登記の事由 商号及び目的の変更

1. 登記すべき事項 別添CD-Rのとおり

登記すべき事項は、オンラインにより、あらかじめ提出することもできます。この方法によった場合には、登記すべき事項の提出の際に作成した情報を利用して申請書を簡単に作成することもできますし、手続の状況をオンラインで確認することもできます。詳しくは、「登記・供託オンライン申請システムによる登記事項の提出について」(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html)を御覧ください。

登記すべき事項をCD-Rに記録して提出する場合には、申請書と共に提出してください。

1. 登録免許税 金39,000円

登録免許税の本店及び支店分の合計を記載します（内訳についても次の記載例を参考に記載してください）。登録免許税は、収入印紙又は領収証書で納付します（→印紙貼付台紙へ貼付）。

内 訳 本店所在地分 金 30,000円
支店所在地分 金 9,000円

2以上の支店所在地の登記所に申請するときは、その合計額を記載します。

1. 登記手数料 金 300円
支店所在地登記所数 1所

支店（本店所在地にある支店を除く。）所在地の登記所1所につき、300円の登記手数料が必要です。登記手数料は収入印紙で納付します（→印紙貼付台紙へ貼付。登記印紙も使用可能）。なお、管轄の登記所は、http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kakukyoku_index.htmlで御確認いただけます。

納付額合計 金 39,300円

1. 添付書類

株主総会議事録 1通
株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト） 1通
委任状 1通

代理人に登記申請を委任した場合のみ、必要となります。

上記のとおり、登記の申請をします。

平成〇年〇月〇日

契
印

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号※1
申請人 〇〇商事有限会社※2

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号※3
取締役 〇〇〇〇 (印)

〔 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号※4
上記代理人 〇〇〇〇 (印) 〕

連絡先の電話番号〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

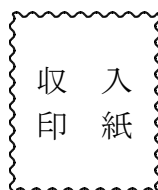
〇〇法務局 〇〇支局 御中
出張所

※1～※4には、それぞれ、
※1→本店
※2→変更後の商号
※3→取締役の住所及び氏名
※4→代理人の住所及び氏名
を記載します。

登記所に提出している印鑑を押
します。

代理人が申請する場合にのみ、
代理人の印鑑（認印）を押
します。この場合、取締役の押
印は、必要ありません。

収入印紙貼付台紙（登録免許税分）



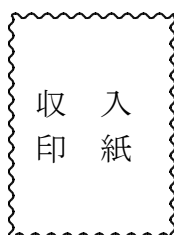
(注) 割印をしないで貼ってください。

契
印

登記申請書（収入印紙貼付台紙を含む。）が複数ページになる場合は各ページのつづりに契印をする必要があります。契印は、登記申請書に押した印鑑（取締役が法務局に提出した印鑑又は代理人の印鑑）と同一の印鑑を使用する必要があります。

登録免許税と登記手数料は、それぞれ別の台紙に貼ってください。

収入印紙貼付台紙（登記手数料分）



（注）割印をしないで貼ってください。

契
印

登記申請書（収入印紙貼付台紙を含む。）が複数ページになる場合は各ページのつづり目に契印をする必要があります。契印は、登記申請書に押した印鑑（取締役が法務局に提出した印鑑又は代理人の印鑑）と同一の印鑑を使用する必要があります。
登録免許税と登記手数料は、それぞれ別の台紙に貼ってください。

登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体を提出する場合の入力例

「商号」 ○○商事有限会社

「原因年月日」 平成○年○月○日変更

「目的」

- 1 ○○の製造販売
- 2 ○○の売買
- 3 前各号に附帯する一切の事業

「原因年月日」 平成○年○月○日変更

(注) 1 登記事項を記録したCD-Rを提出する場合は、記録した内容を別途印刷して添付する必要はありません。その場合には、登記すべき事項は、「メモ帳」機能等を利用してテキスト形式で記録し、ファイル名は「(任意の名称).txt)」としてください。

詳しい電磁的記録媒体の作成方法は、「商業・法人登記申請における登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体の提出について」(<http://www.moj.go.jp/MINJI/MINJI50/minji50.html>)を御覧ください。

2 登記すべき事項をオンラインによりあらかじめ提出する場合には、登記すべき事項の提出の際に作成した情報を利用して、申請書を簡単に作成することもできますし、手続の状況をオンラインで確認することもできます。詳しくは、「登記・供託オンライン申請システムによる登記事項の提出について」(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html)を御覧ください。

株主総会議事録

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

臨時株主総会議事録

平成〇年〇月〇日午前〇時〇分から、当社の本店において、臨時株主総会を開催した。

株主の総数 〇〇名
発行済株式の総数 〇〇〇〇株
(自己株式の数 〇〇〇〇株)

(注) 自己株式がある場合に記載します。自己株式とは、株式会社が保有する自己の株式をいいます。

議決権を行使することができる株主の数 〇〇名
議決権を行使することができる株主の議決権の数 〇〇〇〇個
出席株主数(委任状による者を含む) 〇〇〇〇名
出席株主の議決権の数 〇〇〇〇個
出席取締役 〇〇〇〇(議長兼議事録作成者)

以上のとおり株主の出席があったので、定款の定めにより取締役〇〇〇〇は議長席につき、本臨時株主総会は適法に成立したので開会する旨を宣言し、直ちに、下記議案を付議したところ、満場一致の決議をもって原案どおり可決確定した。

議案 定款変更の件

定款第1条及び第2条を次のとおり変更すること。

(商号)

第1条 当社は、商号を〇〇商事有限会社と称する。

(注) 商号については本店を管轄する登記所で同一の所在場所に同一商号の会社が他に存在しないかを必ず調査してください。調査は無料でできます。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 〇〇の製造販売
- 〇〇の売買
- 前各号に附帯する一切の事業

以上をもって本日の議事を終了したので、議長は閉会を宣言した。閉会時刻は午前〇時〇分であった。

上記の決議を明確にするため、この議事録を作成する。

平成〇年〇月〇日

〇〇商事有限会社臨時株主総会
議事録作成者 取締役 〇〇〇〇 (印)

(注) 株主総会議事録が複数ページになる場合には、議事録作成者の印鑑で各ページのつづり目に契印してください。

株主の氏名又は名称，住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）

（一例です。会社の実情に合わせて作成してください。詳しくは、『株主リスト』が登記の添付書面となります』（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00095.html）を御覧ください。

証 明 書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇株主総会の第〇号議案*1 につき，総議決権数*2（当該議案につき，議決権を行使することができる全ての株主の有する議決権の数の合計をいう。以下同じ。）に対する株主の有する議決権（当該議案につき議決権を行使できるものに限る。以下同じ。）の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であって，次の①と②の人数のうち少ない方の人数の株主の氏名又は名称及び住所，当該株主のそれぞれが有する株式の数（種類株主総会の決議を要する場合にあっては，その種類の株式の数）及び議決権の数並びに当該株主のそれぞれが有する議決権の数に係る当該割合は，次のとおりであることを証明します。

- ① 10名
- ② その有する議決権の数の割合をその割合の多い順に順次加算し，その加算した割合が3分の2に達するまでの人数

	氏名又は名称*3・4	住所	株式数(株) *5	議決権数	議決権数の割合
1	A田 B男	〇県〇市〇町〇番〇号	30	30	30.0%
2	C田 D女	〇県〇市〇町〇番〇号	25	25	25.0%
3	E田 F男	〇県〇市〇町〇番〇号	20	20	20.0%
			合計	75	75.0%
			総議決権数	100	

平成〇年〇月〇日

〇〇商事有限会社

取締役 法務 太郎 印*6

- *1 株主リストは、株主総会決議を要する登記事項ごとに作成する必要があります。ただし、複数の議案で各株主の議決権数が変わらない場合は、その旨記載の上、1通を提出すれば足ります。
- *2 当該決議事項につき議決権を行使することができた全ての株主の議決権を意味し、株主総会に出席せず、又は議決権を行使しなかった株主の分も含まれます。
- *3 株主の氏名等は、株主総会への出席や議決権の行使の有無にかかわらず、記載してください。
- *4 株主の氏名等は、総議決権数に対する各株主の議決権数の割合を多い順に加算し、その合計が3分の2に達するまでの株主か10位以内の株主かいずれか少ない人数の株主を記載してください。なお、同順位の株主が複数いることなどにより10位以内の株主が10名以上いる場合は、その株主全てを任意の形式の別紙を作成して記載してください。
- *5 種類株式発行会社については、「株式数」欄に、種類株式の種類及び種類ごとの数も記載してください。種類株式の種類については、登記された名称のとおりに記載してください。なお、種類株主総会決議についての株主リストを作成する際には、当該種類の株主のみを記載すれば足ります。
- *6 登記所届出印を押印してください。

委任状の例

委 任 状

○県○市○町○丁目○番○号
○○○○

私は、上記の者を代理人に定め、下記の権限を委任する。

記

- 1 当社の商号及び目的変更の登記の申請をする一切の件
- 1 原本還付の請求及び受領の件 (注) 原本還付を請求する場合に記載します。

平成○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号
○○商事有限公司 (注)新商号を記載します。

取締役 ○○○○ 印 (注)

(注) 取締役が登記所に提出している印鑑を押します。